

議案第 26 号

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 154 号)の一部を次のように改正する。  
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進(第 6 条—第 12 条)</p> <p>第 3 章 廃棄物の適正処理(第 13 条—第 23 条)</p> <p>第 4 章 手数料及び許可等(第 24 条—第 29 条)</p> <p>第 5 章 その他(第 30 条・第 31 条)</p> <p>附則</p> <p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に係る手数料)</p> <p>第 28 条 略</p> <p>(許可業者選定審査委員会)</p> <p>第 29 条 第 24 条及び第 25 条の許可について審議するため、橋本市一般廃棄物処理業許可業者選定審査委員会を置く。</p> <p>第 30 条・第 31 条 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条—第 5 条)</p> <p>第 2 章 廃棄物の減量化及び資源化の推進(第 6 条—第 12 条)</p> <p>第 3 章 廃棄物の適正処理(第 13 条—第 23 条)</p> <p>第 4 章 手数料及び許可等(第 24 条—第 28 条)</p> <p>第 5 章 その他(第 29 条・第 30 条)</p> <p>附則</p> <p>(一般廃棄物の収集、運搬及び処分等に係る手数料)</p> <p>第 28 条 略</p> <p>第 29 条・第 30 条 略</p>

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。